

注意欠陥／多動性障害

(4) 注意欠陥／多動性障害 (ADHD) のある子供の場に応じた指導・支援

① 通常の学級における配慮

ADHD のある子供の多くは、小・中学校の通常の学級に在籍しており、学級担任による以下のような配慮や指導の工夫が支援の基本となります。

●児童生徒の苦手な面を指摘するのではなく、得意な面や努力している面を見つけて、褒めたり、クラスでさりげなく紹介したり、あるいは、単元全体の中のどこかに活躍できる場면을意図的に取り込んで、発表の機会をつくったりして、自信をもたせるようにします。

●児童生徒の学習面での苦手なことや偏りについて理解し、苦手なことをたくさん要求したり、みんなと同じ水準を要求したりするのではなく、その児童生徒の努力や達成を認め、励ましていくことが大切です。

●児童生徒が安心して学習や活動に参加できるように、グループ編成や座席の位置などを工夫したり、仲間との遊びに入れるように学級担任から働きかけたりして、友達との関係がよい方向に広がるように配慮します。なお、特別な配慮を必要とする児童生徒を意識しすぎるばかりに、他の子供に不公平感を抱かせたりしないよう十分に留意することが大切です。

●クラスの児童生徒に対し、ADHD について話題にするときは、児童生徒の発達段階などを踏まえた説明を行うようにします。

●保護者とのこまめな前向きな情報交換を心がけるようにします。特に、小学校低学年では、普段から連絡帳や電話で連絡を取り合ったり、必要によって話し合いをしたりする機会を設けるようにします。

② 通級による指導

小・中学校の通常の学級に在籍する ADHD のある児童生徒のうち、これらの障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とする特別な指導が必要とされる場合は、通級による指導を行うことも考えられます。

通級による指導は、特別な教育課程の編成により行われます。障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする「自立活動」が中心となりますが、特に必要があるときは「各教科の補充指導」も行うことができます。指導時間については、自立活動と各教科の補充指導を合わせて年間 35 単位時間（週 1 単位時間）からおおむね年間 280

単位時間（週8単位時間）以内が標準とされています。なお、ADHDの場合は、月1単位時間程度でも指導上の効果が期待できる場合があることから、下限が年間10単位時間とされています。

通級による指導では、通級する児童生徒の日常生活の場である家庭、学校での適応を図るために特別の指導を行います。通級による指導が日常生活の場で活かされるためには、児童生徒への指導とともに保護者への支援、在籍学級の担任との連携が重要になります。

ADHDのある児童生徒については、通級による指導の対象とするまでもなく、通常の学級における教員の適切な配慮やチーム・ティーチングの活用、学習内容の習熟の程度に応じた指導の工夫により、対応することが適切である者も多く見られます。

通級による指導を行うに際しては、必要に応じ、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、学級担任、その他必要と思われる者で構成する校内委員会において、その必要性を検討するとともに、教育委員会等に設けられた専門家チームや巡回相談等を活用します。通級による指導の対象かどうかの判断に当たっては、医学的な診断の有無のみにとらわれることのないよう留意し、総合的な見地から判断することが大切です。

ア 自立活動の指導

自立活動の内容は、人間としての基本的な行動を遂行するために必要な要素と、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために必要な要素で構成されています。新しい学習指導要領では、社会の変化や児童生徒の障害の重度・重複化、自閉症、LD、ADHD等も含む多様な障害に応じた適切な指導を充実させるため、必要な項目を追加・修正するとともに、新たな区分として「人間関係の形成」が設けられています。

自立活動の指導内容は、各教科のように学習指導要領に示された内容がすべての子供に対して指導すべき内容を示した基準であるのとは異なり、具体的な指導内容を自立活動の項目ごとにそのまま設定することを意味してはいません。区分ごとに示された内容の中から、必要な項目を選定し、それらを相互に関連づけて具体的な内容を設定することになります。

イ 各教科の補充指導

通級による指導では、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服を目的とする指導（自立活動）が主として行われますが、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を補充するための指導を含めることも認められています。

ADHDのある児童生徒の不注意や衝動性、多動性の状態等が学習のつまずきに影響している場合は、その状態に応じて教科の補充指導が必要になります。

また、ADHDのある児童生徒の中には、身体の動きにぎこちなさがあったり手先が不器用であったりする場合があります。楽器の演奏や絵画、運動機能等に関して補充指導が考えられます。

ウ 通級による指導の担当者の役割

9-2の学習障害のところで述べられていますが、通級による指導における担当者の役割は、LD、ADHD等、発達障害全般に共通する部分が多く、それぞれにとって大切な内容と考えられます。

以下に、挙げる内容は、校内体制の一員として、また、指導者としておさえておくことが重要です。

(ア) 児童生徒を支援する校内リソースの担当者としての役割

a) 担任からの相談への対応

通級による指導の担当者は、担任から相談があった場合には、まず話を聞き、つまりきや困難の状況を一緒に整理していくことになります。その際、一面的な視点からだけで整理することがないように留意が必要です。相談内容から状況をつかむことができ、助言をする場合には、その担任の理解の範囲を見極めながら担任の実行できる内容を助言していくようにします。

特別支援教育の担当者として児童生徒の理解と解釈を求められたときには、授業参観を行ったり、児童生徒と接したりして、多角的な視点から児童生徒の情報を収集し、総合的な解釈になるよう心がけます。また、組織的な援助やかかわりを視野に入れて説明していくことも大切です。

b) 学年会での支援の在り方の検討

通級による指導の担当者は、特別支援教育の担当者としての専門性を生かして、情報収集と問題の発見に協力するようにします。

学年会等での情報交換の中から状態の把握が必要とされた児童生徒については、集会時や学校行事などでの行動観察や、学習や行動の特徴から総合的に考えて実態把握をしていきます。学年会等では、その児童生徒の緊急課題の見極めや言動についての解釈、支援の仕方や具体的な配慮の仕方、教材の提供等について助言したり、学年としての共通理解について話し合ったりしていくようにします。

c) 児童生徒へ直接、支援をする場合の留意点

通級による指導の担当者が、通常の学級における学習活動の中で支援する場合は、あくまでも担任の指導内容やねらいに沿うことができるように、事前に話し合いをもつことが重要です。

通常の学級での実際の指導場面では、周囲の児童生徒の動向にも気を配り、支援する児童生徒に個別にかかわり過ぎることで、その児童生徒に差別感や孤立感、差恥心などが生まれやすいように十分に配慮することが大切です。選択教科、総合的な学習の時間などの指導の場合も同様に行います。学校行事や学年行事等では、組織の一員としての動きをしつつも、担任との連携のもとでさりげなく支援することが重要です。

(イ) 学級担任からの依頼で行う個別指導や少人数指導

通級による指導の担当者が、学級担任からの依頼で個別の指導を行う場合には、学級担任の意向だけではなく、児童生徒本人の意見もよく聞き、支援してほしいことを把握して指導内容を考えることとなります。

少人数での指導を行う場合の指導は、学級のような大きな集団ではなく、小集団という特性を活かした指導のねらいを考えることとなります。例えば、集団で学習する方法（意見の言い方等）を学ばせる、ソーシャルスキルを養う、友達とのかかわり方を学ばせるなど、ねらいを明確にして指導を行うようにします。最終的には大きな学級集団の中でも、少人数指導で培われたことが発揮できるようにしていきます。

さらに、個別の指導や少人数での指導は、児童生徒にとって精神的な支えとなるような居場所であったり、担当者が相談相手であったりして支えていくことも重要です。

（ウ） 校内委員会への協力と専門的な知識の活用

通級による指導の担当者は、学年会等での情報や担任からの相談を踏まえて、児童生徒について知り得ている情報を校内委員会へ提供する役割を担うこともあります。

校内委員会での話し合いでは、できる限り専門用語を使用せずに、児童生徒の状況を説明することが大切です。そして、教室での具体的な支援の方法や具体的な教材・教具について示したり、アイデアを提供したりするなど、これまで培ってきた特別支援教育の専門的な知識と経験を活用し、提案していくことが重要です。さらに、校内委員会で個別の指導計画の作成をする場合には、できる限り話し合いに参加して、担当者として援助できることや役割を明確にしていくことが望まれます。

（エ） 保護者への支援（教育相談等）

通級による指導の担当者が、担任からの依頼があって保護者の相談を行う場合には、あらかじめ担任から児童生徒の様子や相談内容などについて情報を得ておくことが大切です。1回の面談で一方向的に指導や助言をして終了することは、保護者に不信感や反感を抱かせることにもなり、注意が必要です。担任と相談しながら、保護者と担当者との信頼関係をつくり上げるよう相談を継続していくことが重要になります。

なお、担任とともに保護者を支援する場合には、担任への支援も視野に入れ、補助的な立場で支援することが重要になります。要望があれば専門機関についての情報を提供することも大切です。

特別支援教育コーディネーターとの連携

校内の特別支援教育コーディネーターとは、できる限り定期的な情報交換を行うように心がけ、校内事情の把握に努めることが重要です。特別支援教育コーディネーターから援助の依頼を受けた場合も、校内における特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にし、効果的な支援体制が構築できるよう協力する必要があります。